

平成 24 年 12 月 20 日
株式会社 北洋銀行

当行は金融円滑化法の期限到来後においても、
「金融円滑化に関する基本方針」を継続いたします

当行は、地域金融機関として北海道経済を支えていくことを責務と考え、地域において金融仲介機能を円滑に発揮することを経営の重要な課題といたしております。

従いまして、金融円滑化法の期限(平成 25 年 3 月 31 日)到来後も、「金融円滑化に関する基本方針」ならびに「金融円滑化への取組み姿勢」を継続し、お客様の経営改善支援等、これまでと同様、金融円滑化に対して積極的に取り組んでまいります。

金融円滑化に関する基本方針～抜粋～

【事業資金をご利用のお客様】

お借入条件の変更などのお申込みにあたっては、お客様の業績の改善はお客様と当行の双方にとってメリットがあるという考えのもと、経営改善計画等の実現可能性や課題の解決策などについて、お客様の業績の改善に向けて真摯にお打合せさせて頂くよう努めます。

【住宅資金をご利用のお客様】

お借入条件の変更などのご相談にあたっては、お客様が将来にわたって無理のないご返済が可能となるように、ご収入や所有資産などの状況を十分に勘案しつつ、お客様の立場に立って誠意をもって対応させて頂くよう努めます。

※なお、現在お借入条件を変更されているお客様は、金融円滑化法の期限到来後も、原則として変更されたお借入条件でご利用いただけます。

以上

<金融円滑化苦情等相談窓口>

フリーダイヤル

0120-822-699

ご利用時間 平日 9:00~17:00